第三十九条の七第二十九項第三号を削り、同条第三十二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第四十五項中「第二項の規定により区域を指定したとき、又は」を削る。

第三十九条の十の二第四項中「を除く。）における法人税法」を「並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうちに同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合を除く。）における同法」に改める。

第三十九条の十三第十七項中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。

第三十九条の十三の二第一項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改める。

第三十九条の十五第一項第一号及び第八項中「第五号」を「第四号」に改める。

第三十九条の二十第五項中「第六十六条の六第十二項」を「第六十六条の六第十三項」に改める。

第三十九条の二十の九第五項中「第六十六条の九の二第十三項」を「第六十六条の九の二第十四項」に改める。

第三十九条の二十三の二を削る。

第三十九条の二十四の二の見出しを「（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）」に改め、同条第一項第一号中「こと」の下に「又は当該株式がその取得（購入による取得に限る。）により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるものであること」を加え、同項第二号中「前号の払込みによる取得の日から三年を超える」を「次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　資本金の額の増加に伴う払込みにより交付される株式　その取得の日から三年を超える期間

ロ　イに掲げる株式以外の株式　その取得の日から五年を超える期間

第三十九条の二十四の二第二項中「百億円を超える場合には、百億円」を「同項各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該金額」に改め、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第十九項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十項まで又は第十四項」を「第九項まで、第十一項又は第十五項」に改め、「損金の額に算入される金額」の下に「（増資特定株式（同項第一号に規定する増資特定株式をいう。以下この項において同じ。）に係る部分の金額に限る。）」を、「益金の額に算入される金額」の下に「（増資特定株式に係る部分の金額に限る。）」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十二項に」を「第十四項に」に、「第六十六条の十三第十二項」を「第六十六条の十三第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六十六条の十三第十二項に規定する政令」を「第六十六条の十三第十三項に規定する政令」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項第一号イ中「第六十六条の十三第十二項」を「第六十六条の十三第十三項」に改め、同号ロ(2)中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六十六条の十三第十二項」を「第六十六条の十三第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六十六条の十三第十一項」を「第六十六条の十三第十二項第一号」に、「同項」を「同号」に、「特定株式」を「増資特定株式」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　法第六十六条の十三第十二項第二号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する特別勘定に係る特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその取得の日から五年を経過した特定株式であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

第三十九条の二十四の二第十項中「第六十六条の十三第十項第六号」を「第六十六条の十三第十一項第六号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六十六条の十三第十項第五号」を「第六十六条の十三第十一項第五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六十六条の十三第十項第一号に」を「第六十六条の十三第十一項第一号に」に改め、同項第一号中「第六十六条の十三第十項第一号」を「第六十六条の十三第十一項第一号」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第六十六条の十三第二項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額（同条第十項の特定株式（第二号及び第三号において「特定株式」という。）に係るものに限る。以下この項において「引継特別勘定の金額」という。）を有する同条第十項に規定する設定法人に係る同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　前事業年度から繰り越された法第六十六条の十三第十項に規定する特別勘定の金額（第四号において「特別勘定の金額」という。）には、引継特別勘定の金額を含むものとする。

二　引継特別勘定の金額に係る特定株式の法第六十六条の十三第十項の取得の日は、当該特定株式につき同条第一項の規定の適用を受けた法人における当該特定株式の取得の日とする。

三　法第六十六条の十三第十項に規定する末日を含む当該設定法人の事業年度以前の各事業年度には、引継特別勘定の金額に係る特定株式を有していた法人の各事業年度を含むものとする。

四　引継特別勘定の金額が法第六十六条の十三第二項に規定する適格分割等に基因して同項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額である場合において、当該適格分割等の日が当該設定法人の同条第十項に規定する末日後に開始した事業年度の期間内の日であるときは、当該事業年度は当該末日を含む当該設定法人の事業年度とみなす。

第三十九条の三十一第四項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改める。

第三十九条の三十二の三第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「法第六十七条の十五第一項第一号ロ(1)に該当するものであること又は」を削る。

第三十九条の三十四の三を第三十九条の三十四の四とし、第三十九条の三十四の二の次に次の一条を加える。

（認定株式分配に係る課税の特例）

第三十九条の三十四の三　法第六十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　法第六十八条の二の二第一項に規定する認定株式分配（以下この項において「認定株式分配」という。）の直後に当該認定株式分配に係る現物分配法人が有する当該認定株式分配に係る完全子法人（法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資の数又は金額の当該完全子法人の発行済株式又は出資（当該完全子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となること。

二　認定株式分配の直前に当該認定株式分配に係る現物分配法人と他の者（その者が個人である場合には、その個人との間に法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある者を含む。イにおいて同じ。）が締結している組合契約（同令第四条の三第九項第一号に規定する組合契約をいう。以下この号において同じ。）及び次に掲げる組合契約に係る他の組合員である者を含む。以下この号において同じ。）との間に当該他の者による支配関係（法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。）がなく、かつ、当該認定株式分配後に当該認定株式分配に係る完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと。

イ　その者が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この号において同じ。）が締結している組合契約

ロ　イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

ハ　ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約